

7 京都大学 大学院人間・環境学研究科規程

(平成3年5月28日達示第17号制定)

第1 専攻

第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

共生人間学専攻

共生文明学専攻

相關環境学専攻

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、人間・環境学研究科会議(以下「研究科会議」という。)で定める。

2 京都大学通則(以下「通則」という。)第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第3条 入学候補者の決定は、研究科会議で行う。

第3 転学、転科及び転専攻

第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、この規程に定めるもののほか、研究科会議で定める。

第6条 各学生につき、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに人間・環境学研究科長に願い出なければならない。

第8条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 前2項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

(1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部

(2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部

(3) 通則第46条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。)の一部又は全部

第5 試験

第10条 科目の試験は、学年の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

- 2 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。
- 3 前項の届出期日は、あらかじめ告知する。

第6 論文審査及び課程修了の認定等

第11条 通則第50条第3項の規定により研究科会議の定める科目につき10単位(社会人としての特別の選抜により入学した者にあつては8単位)以上を修得するものとする。

第12条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第13条 修士論文及び博士論文の提出の時期及び要件並びに試験実施の時期及び方法は、研究科会議で定める。

第14条 修士課程及び博士後期課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

第15条 通則第57条の規定により学位の授与を申請した者の博士論文の審査及び試験については、第12条及び第13条の規定を準用する。

第16条 前条に規定する者については、専攻学術に関し、博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有することを確認しなければならない。

- 2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。
- 3 前項に規定する試問のうち外国語については、2種類を課する。ただし、研究科会議において特別の事情があると認めた場合は、1種類のみとすることができる。

第17条 本研究科博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条の試問を免除することができる。

第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第18条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第19条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

(中間の附則は、省略した。)

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

1 1 授業科目の履修について

I. 時間割について

	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
授業時間	8:45-10:15	10:30-12:00	13:00-14:30	14:45-16:15	16:30-18:00

II. 修了要件

(1) 修士課程

① 修了要件

修士課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学して、所属する専攻が定める科目を合計30単位以上取得し、かつ必要な研究指導を受け、修士論文の審査及び試験に合格すること。

ただし、研究業績の特に顕著な者については、別に定めるところにより、修業年限の短縮も考慮する。

② 修了に必要な単位数

科 目 区 分	履修区分	単 位 数	備 考
研 究 指 導 科 目	必 修	8	
自 専 攻 開 設 科 目	選択必修	12以上	
他 専 攻 開 設 科 目	選 択	10以内	実習科目(国際交流実習1,2)及び他研究科、他大学(国内外)で取得した科目も含む。
合 計		30以上	4月・10月の履修登録による

(2) 博士後期課程

① 修了要件

博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年以上在学して、所属する専攻が定める科目を合計10単位以上取得し、かつ必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び試験に合格すること。

ただし、課程博士B(社会人としての特別の選抜(B課程)により入学した者)では、特別研究Ⅰの単位取得が免除される。

必要単位数を超える単位及び国際交流特別実習科目の単位については、増加単位として扱う。

ただし、研究業績の特に顕著な者については、別に定めるところにより、修業年限の短縮も考慮する。

② 修了に必要な単位数

科 目 区 分	履修区分	単位数	備 考
特 別 研 究 I 、 II	必 修	各 2	課程博士 B では、特別研究 I が免除される。
特 別 演 習 1 、 2	必 修	各 2	
特 別 セ ミ ナ ー	選択必修	2	
特別実習（国際交流特別実習 1, 2）	選 択		増加単位として扱う
合 計		課程博士 A 10 以上 課程博士 B 8 以上	（必修・選択必修科目は自動登録、 選択科目については、4 月・10 月 の履修登録による）

Ⅲ. 成績評価基準

本研究科の成績（修士論文の成績も含む）は、優・良・可・不可 で判定する。

優 — 以下の評価基準に照らして、80 点以上の成績と判定されるもの。

良 — 以下の評価基準に照らして、70 点～79 点の成績と判定されるもの。

可 — 以下の評価基準に照らして、60 点～69 点の成績と判定されるもの。

不可 — 以下の評価基準に照らして、60 点に満たない成績と判定されるもの。

学位 認定 基準	・問題把握の的確性 ・着想の独創性 ・使用言語の運用能力	・概念理解の的確性 ・判断的思考力 ・持続的努力	・必要十分な知識 ・論述の論理性 ・課題の達成度	・問題解決の企画力
----------------	--	--	--	---

Ⅳ. 博士後期課程進学基準

修士論文の評価において「優」を得たものを進学合格とする。

Ⅴ. 学 位

（１） 授与する学位

〔修士課程〕 : 修士（人間・環境学）

〔博士後期課程〕 : 博士（人間・環境学）

（２） 学位論文作成の標準的スケジュール

教育研究の目標を明確にするため、学位論文作成のタイムスケジュールを以下に示す。指導教員から、この標準的な論文作成スケジュールに基づいて具体的な研究指導を受ける。

また、各時期における研究計画、論文作成計画、途中経過、論文案に関するレポート作成等について、複数の教員から指導を受けることにより、広い視野にたった多面的な教育支援を受けることができる。

＜学位取得までの標準的スケジュール＞

〔修士課程 2 年間〕

年次	履修の進度	科目・取得単位数	研究指導内容
1	4 月：研究題目の決定 5 月：副指導教員の決定 7 月：研究計画作成	専門科目（16）	講義、演習等による研究の背景・最新の動向・方法に関する体系的教育
	1 月：論文中間発表（一次）	研究Ⅰ（4）	指導教員による研究計画作成・研究指導
2	11 月：論文中間発表（二次） 1 月：修士論文提出	専門科目（6）	講義、演習等による最先端の研究に関する高度な専門教育
	2 月：修士論文審査	研究Ⅱ（4）	指導教員による研究・論文作成指導
合計必要単位		30 単位	

〔博士後期課程 3 年間〕

年次	履修の進度	科目・取得単位数	研究指導内容
1	4 月：研究題目の決定 7 月：研究計画作成	特別研究Ⅰ（2）	指導教員による研究計画作成・研究指導
	1 月：論文中間発表（一次）		
2	1 月：論文中間発表（二次）	特別研究Ⅱ（2）	指導教員による研究指導
3	5 月：論文中間発表（三次） 10 月：論文中間発表（四次）	特別演習Ⅰ（2） 特別演習Ⅱ（2）	指導教員による研究論文作成指導・予備審査 研究発表法等指導
	11 月：博士論文提出	特別セミナー（2）	
	2 月：博士論文審査		
合計必要単位		10 単位	

Ⅵ. 学位認定基準

〔修士号〕

大学院の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学しうる専門知識を有するもの、又は、社会の様々な分野において専攻分野における専門知識を活かす能力を身につけたもの。

〔博士号（課程博士）〕

大学院の博士後期課程を修了し、専攻分野について研究者として自立した研究活動を行うのに必要な高度な能力を身につけたもの。

〔博士号（論文博士）〕

予備審査に合格し、博士後期課程修了者と同等、またはそれ以上の学識を有することを試験により認められ、論文審査に合格したもの。

Ⅶ. 研究指導について

（1） 修士課程学生の指導について

指導教員（教授または准教授）が担当する「研究指導科目Ⅰ、Ⅱ」（各 4 単位計 8 単位・必修）及び「専門科目」（22 単位以上）を修得する。

なお、「専門科目」は、自専攻開設科目（12 単位以上）と他専攻開設科目（10 単位以内）を併せて履修することができる。

(2) 博士後期課程学生の指導について

- 1) 研究指導科目Ⅰ（特別研究Ⅰ）は、主に第1年次の学生を対象とする。学生は、指導教員によって与えられる研究課題を遂行し、博士論文の基礎となる分野に関して高度な知識を修得するとともに専攻する分野の背景を理解する。学生は学年末に課題研究レポートⅠを提出してこの科目の単位認定を受ける。
- 2) 研究指導科目Ⅱ（特別研究Ⅱ）は、主に第2年次の学生を対象とする。指導教員は博士論文のテーマとなる分野に関する学生の創造的発想を促し、自律した研究活動を促進するような指導を行う。学生は、学年末に課題研究レポートⅡを提出して単位の認定を受ける。
- 3) 特別演習1は、主として、第3年次の学生を対象とする。指導教員と副指導教員より博士論文研究計画書及び中間経過報告書を基にして、博士論文作成のための指導を受ける。
- 4) 特別演習2は、主として、第3年次の学生を対象とする。課題研究レポートⅠ、Ⅱを基にして作成された学位論文の予備審査を指導教員と副指導教員より受け、論文内容を充実させるための指針を受けるとともに、完成に向けての具体的な助言を受ける。
- 5) 特別セミナーは、第3年次の学生を対象とし、研究領域に関連する教員全員が協力して実施する講義、講演会、研究会等による研究指導である。学生は、おおよそ形の整った学位論文の内容を講演発表し、その成果に対する講評を受ける。

(3) 修士課程の副指導教員とアドバイザーについて

修士課程には、学生ごとに指導教員の他に指導教員とともに研究指導を受けることができる副指導教員1名と、修学や生活面の日常的な助言を受けることができるアドバイザー1名を置く。

副指導教員は、指導教員が選定し学生に通知する。

アドバイザーは、学生本人が志望する教員を選定し、アドバイザー及び指導教員の承認を受けて大学院掛へ「アドバイザー届」を提出する。

(4) 博士後期課程の副指導教員について

博士後期課程学生には、学生ごとに指導教員の他に指導教員が決定した副指導教員を置き、指導教員とともに研究指導にあたる。

VIII. 単位互換

人間・環境学研究科では、大阪大学国際公共政策研究科及び奈良女子大学人間文化研究科との単位互換協定の締結により、授業を聴講し単位の取得をすることができる。

IX. 成績確認

前期科目は9月、後期・通年科目は3月にKULASIS上で成績表を開示します。（期間の詳細は掲示を確認すること）

なお、採点結果について、つぎの場合に限り異議を申し立てることができます。

- ①採点の誤記入等、明らかに担当教員の誤りと思われるもの。
- ②シラバス等により周知している成績評価の方法等から明らかに疑義のあるもの。

前期・後期とも成績表の開示期間中に大学院掛で手続きをしてください。

京都大学大学院人間・環境学研究科のカリキュラム

博士学位の授与基準	「着想の独創性」、「論述の論理性」、「問題解決の企画力」、「持続的努力」などの観点からめざましい学問的成果を上げたと認められる優れた学位論文を作成した学生に、博士（人間・環境学）の学位を授与する。		
専攻	共生人間学専攻	共生文明学専攻	相關環境学専攻
教育目標	「人間相互の共生」という視点に立ち、人間と環境の相關関係において人間の根源を探求しつつ、現代社会の具体的諸課題に取り組み、社会的要請に柔軟に応えられる研究者、指導者、実務者の養成を目指す。	共生・融和の可能性を追求するため、多様な文明の間にみられる対立・相克の構造を解明するとともに、歴史・社会・文化の諸相にわたって複雑にからみあう文明の諸問題に新たな見地から取り組み、解決の方向性を示すことのできる研究者、指導者、実務者の養成を目指す。	人間と自然環境の関わりを包括的に理解することを目指した基礎研究を展開するとともに、自然と人間の調和を図るために必要な新しい社会システムの確立に、高度な見識と科学的・論理的判断力をもって貢献することのできる研究者、指導者、実務者の養成を目指す。

博士後期課程	3年次	博士論文提出 特別演習、特別セミナー	博士論文として総合論文提出
	2年次	特別研究Ⅱ レポートⅡ	特別演習、特別セミナー
	1年次	特別研究Ⅰ レポートⅠ	特別研究Ⅱ レポートⅡ
	入学資格	大学院博士前期課程（修士課程）等修了又は修了見込の者で、修士論文等の審査及び口頭発表及び試問において十分な学識と研究能力を有すると判定された者。	博士前期課程（修士課程）修了後も引き続き社会人として研究を継続し論文・著書の刊行を通じて本研究科の研究目的に沿った研究業績を既に発表している者。上記の業績の審査と口頭発表及び試問によって入学可否の判定を行う。
		課程博士A	課程博士B

博士後期課程に編入学

博士後期課程に進学

社会に出て活躍

修士学位の授与基準	幅広い知識と高度の研究能力を修得した上で、「着想の独創性」、「論述の論理性」などの観点から相当の研究成果を上げたと認められる学位論文を作成した学生に対し、修士（人間・環境学）の学位を授与する。
-----------	--

修士課程	2年次	修士論文		研究Ⅱ 4単位	研究指導科目
	1年次	選択必修科目 自専攻開設科目 12単位以上	選択科目 他専攻／他研究科 開設科目および 国際交流科目 10単位以内	研究Ⅰ 4単位	8単位
		講義・演習・実習科目 22単位以上			

専攻	共生人間学専攻	共生文明学専攻	相關環境学専攻
人間・環境学研究科が求める学生像	「環境」・「自然」・「人間」・「文明」・「文化」を対象とし、幅広い学問分野の連携を通じて、これまでの知の蓄積を踏まえつつ、それを基盤に新たな（創造的な）飛躍をなしうる知的軽やかさをもつ人材。		

12 博士学位授与の区分と基準について

本研究科では、博士として十分な学識を有し、かつ独自の独創的な見識に基づき自立して高度な研究を遂行しうる研究者と認められる者に対して、以下の区分と基準に従って博士の学位を授与する。

すなわち、

- ① 本研究科博士後期課程において必要な研究指導を受けたうえ所定の単位（10 単位以上）を修得し、博士論文を提出してその審査及び試験に合格した者、以下「博士論文指導課程：課程博士 A」と記す。
- ② 学界、官界、業界の各分野において研究に従事し、これまでに十分な研究業績を有する者であって、かつ、本研究科においてより高度な学問的見地から、これまでの業績を学問体系としてまとめるための系統的な指導を受けたうえ所定の単位（8 単位以上）を修得し、博士論文としての総合論文を作成してその審査及び試験に合格した者、以下「博士論文指導課程：課程博士 B」と記す。

この両者に、いずれも「博士（人間・環境学）」の学位を授与する。

先に述べたように、本研究科では、学生が博士論文に値する研究に速やかに取りかかり、完成しうるように系統的な指導を行えるようなカリキュラムを編成しているが、博士論文の審査にあたっては各候補者のこれまでの業績と本研究科での研究成果、そしてその将来性を十分評価し、また審査する。

以上の博士論文指導課程と入学及び学位授与等の手続をまとめると、つぎのようになる。

	① 課 程 博 士 A	② 課 程 博 士 B
入学資格又は論文博士の学位授与対象者に推薦される資格	大学院博士前期課程（修士課程）等 修了又は修了見込の者（＊１）	博士前期課程（修士課程）修了（＊５）後も引き続き社会人として研究を継続し（＊６）論文・著書の刊行を通じて本研究科の研究目的に沿った研究業績（＊７）を既に発表している者 （上記の業績の審査と口頭発表及び試問によって入学可否の判定を行う。）
博士後期課程 1 年次	特別研究Ⅰ レポートⅠ	特別研究Ⅱ レポートⅡ
2 年次	特別研究Ⅱ レポートⅡ	特別演習、特別セミナー（＊２）
3 年次	特別演習、特別セミナー 博士論文提出（＊２）	博士論文としての総合論文提出
学位申請に必要な資格並びに審査基準	必要な研究指導を受けたうえ、「特別研究Ⅰ、Ⅱ」、「特別演習」、「特別セミナー」を履修して所定の単位（10 単位以上）を修得し、博士論文を提出して、その審査及び試験に合格すること。（＊３） 博士論文の概要（＊４）を研究科紀要に発表すること。	必要な研究指導を受けたうえ、「特別研究Ⅱ」、「特別演習」、「特別セミナー」を履修（＊８）して所定の単位（8 単位以上）を修得し主な論文・著書の内容を基礎とした「総合論文」（＊９）を博士論文として提出し、その審査と試験に合格すること。
標準修業年限	3 年	3 年
最短修業年限	2 年	1 年
	本学通則第 50 条第 5 項に基づいて、標準の 3 年の在学期間を短縮しうる者は、その学位論文がその研究分野全般の現状からみて、極めて優れた研究成果であることが明瞭である場合とする。	
学位授与	博士（人間・環境学）	

【留意事項】

- （＊１） 入学希望者に対しては、修士論文等の審査及び口頭発表及び試問による入学可否の判定を行う。外国人留学生で国費留学生である者は、入学願書の提出に先立ち、勉学を希望する分野の担当教員に申し出て、学位修得に至るまでの詳細について、相談すること。
- （＊２） 破線（――）で区切った区画は 1 年間にまとめて履修しうることを示す。
- （＊３） 博士論文は、本研究科で学位授与のための博士論文の審査に付される。
- （＊４） 上記の博士論文の審査における主査と副査の氏名と審査意見を「博士論文概要」の末尾に記すこと。「博士論文概要」作成の詳細は紀要投稿規定を参照。
- （＊５） 本研究科以外（外国を含む）の博士前期課程（修士課程）を修了した者、あるいは博士前期課程修了者と同等あるいはそれ以上の学力を有していると本研究科において認める者であってもよい。
- （＊６） 3 年以上継続していること。
- （＊７） 共著者の同意、承諾を得たものであれば、共著の成果であってもよい。
- （＊８） 現職に籍を置いたままで履修できるように、指導教員と相談すること。
- （＊９） 「総合論文」とは、博士後期課程入学以前の論文又は、著書の内容を基礎とし、本研究科での研究業績をまとめた単著の論文で、博士学位申請論文として取扱う。